

証券コード 5186

平成27年6月8日

株 主 各 位

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

ニッタ株式会社

代表取締役
社長 長

新 田 元 庸

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|-------|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室（末尾の「株主総会会場ご案内略図」
をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | |
| 1 | 第86期 | 〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕事業報告の内容、連結計
算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件 |
| 2 | 第86期 | 〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| | 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| | 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| | 第5号議案 | 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続
についての承認の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（3頁）【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】をご高覧の上、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以 上

◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主様でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.nitta.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがつて議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.01SP2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】

 0120-652-031（午前9時～午後9時）

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞

 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

以 上

(添付書類)

事 業 報 告

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国は景気が緩やかに回復、雇用や個人消費も堅調に推移し、欧州も緩やかながら景気回復の兆しが見え始めました。中国も成長率は鈍化したものの安定した経済成長を持続し、新興国も緩やかながら景気の拡大傾向が続きました。

また、国内経済は、消費税増税後個人消費の低迷が長期化しましたが、下期以降、企業業績の回復に加えて、雇用・所得環境にも改善が見られました。

当社グループの主要需要業界におきましては、海外で自動車や建設機械等の需要が堅調に推移し、国内においても工作機械や液晶・半導体業界等の需要が堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度における売上高は、前年度比36億円増（6.4%増）の600億8千9百万円となりました。

損益面では、継続的な生産性改善や為替の影響もあり、営業利益は、38億7千9百万円と前年度比10億3千8百万円（36.6%増）の増益となりました。

また、持分法適用会社の業績も堅調に推移したこと及び為替の影響もあり持分法投資利益が前年度比6億9千6百万円増加しました。この結果、経常利益は、95億1千8百万円と前年度比17億8千1百万円の増益（23.0%増）となりました。当期純利益は、74億5千8百万円と前年度比17億3千7百万円の増益（30.4%増）となりました。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① ベルト・ゴム製品事業

主力のベルト製品は、海外では、印刷製本機、郵便機向け等の搬送用ベルトが堅調に推移しました。中国の繊維機械向けは低調でしたが、金融機器向けは比較的堅調に推移しました。国内では、半導体・液晶業界向けや産業ロボット向けが堅調に推移しました。ゴム製品も、工作機械向けのシール製品が回復、一方、関連会社向けのゴム素材製品は低調に推移しました。

以上の結果、売上高は237億5千6百万円と前年度比8億5千7百万円の増加（3.7%増）となりました。セグメント利益は、21億8千1百万円と前年度比3億5千1百万円の増加（19.2%増）となりました。

② ホース・チューブ製品事業

建設機械、産業車両向け油圧ホース製品は、国内外ともに堅調に推移しました。自動車部品では、海外のトラック向けエアブレーキ製品や自動車用燃料チューブが堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は260億7千3百万円と前年度比25億5千万円の増加（10.8%増）となりました。セグメント利益は、24億2千2百万円と前年度比5億2千4百万円の増加（27.6%増）となりました。

③ その他産業用製品事業

空調製品では、上期は消費税増税の影響もあり低調に推移しましたが、下期に交換需要、新築需要とも回復しました。感温性粘着テープは、国内のセラミックコンデンサ業界の需要が堅調に推移、また、新しい用途向けの生産がスタートしました。

以上の結果、売上高は69億7百万円と前年度比1百万円の減少（0.0%減）となりました。セグメント損失は、4億5百万円と前年度比1億2千8百万円の悪化となりました。

④ 不動産事業

一部テナントの退去や賃料改定の影響により、売上高は9億8千8百万円と前年度比1千7百万円の減少（1.7%減）となりました。セグメント利益は、修繕費用の減もあり3億8千3百万円と前年度比7百万円の増加（1.9%増）となりました。

⑤ 経営指導事業

経営指導の対象となる関連会社の主要ユーザーの業界が堅調に推移したため、売上高は11億1千2百万円と前年度比2億1千1百万円の増加（23.5%増）となり、セグメント利益は、8億7千9百万円と前年度比1億6千9百万円の増加（23.9%増）となりました。

⑥ その他

「その他」の区分に含まれる自動車運転免許教習事業や北海道における山林事業で構成されるその他の事業の売上高は12億5千1百万円と前年度比1百万円の減少（0.1%減）となりましたが、セグメント利益は、1億円と前年度比7千6百万円の増加（318.2%増）となりました。

報告セグメント別売上高

事業別	前期		当期		前年度比増減	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	増減率 %
ベルト・ゴム製品事業	22,898	40.5	23,756	39.5	857	3.7
ホース・チューブ製品事業	23,522	41.6	26,073	43.4	2,550	10.8
その他産業用製品事業	6,909	12.3	6,907	11.5	△1	△0.0
不動産事業	1,005	1.8	988	1.6	△17	△1.7
経営指導事業	901	1.6	1,112	1.9	211	23.5
その他	1,252	2.2	1,251	2.1	△1	△0.1
合計	56,489	100.0	60,089	100.0	3,600	6.4

(注) 第2四半期連結会計期間より、平成26年7月1日付けの組織変更に伴う管理区分の見直しを行い、従来「その他産業用製品事業」に含めておりましたメカトロ製品を「ホース・チューブ製品事業」に含めております。

なお、前期の報告セグメント別売上高については変更後の区分により作成しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は35億3千1百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

奈良工場 ゴム製品製造設備

子会社（メキシコ）

ニッタムアーメキシコ ホース・チューブ製品製造設備

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当社

奈良工場 ゴム製品製造設備の更新

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失に該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に重要なものではありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、米国経済は緩やかな成長が見込まれるものの、ドル高及び金融政策による景気への影響が懸念されるほか、欧州経済の回復も力強さを欠き、中国や新興国経済も成長が鈍化した状態が継続するなど、先行き不透明な状況が続くと見込まれます。国内経済につきましては、企業収益の改善による雇用や所得環境の良化傾向が個人消費につながる面もあり、緩やかながらも堅調に推移すると思われまます。

このような環境下にあつて、当社グループは、中長期経営計画『V 2 0 2 0』の第2フェーズの初年度の目標達成に向け、なすべき諸施策を確実に実行してまいります。

次期の連結業績につきましては、売上高は620億円（前年度比3.2%増）の微増収、損益面では、先行投資コストも勘案し、営業利益は40億円（前年度比3.1%増）、経常利益は96億円（前年度比0.9%増）、当期純利益は75億円（前年度比0.6%増）を予想しております。

株主様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度 第83期	平成24年度 第84期	平成25年度 第85期	平成26年度 第86期 (当連結会計年度)
売 上 高	54,438百万円	50,782百万円	56,489百万円	60,089百万円
経 常 利 益	5,708百万円	4,893百万円	7,736百万円	9,518百万円
当 期 純 利 益	4,764百万円	3,848百万円	5,721百万円	7,458百万円
1株当たり当期純利益	162.83円	131.75円	197.20円	257.08円
総 資 産	74,597百万円	78,566百万円	90,954百万円	102,778百万円
純 資 産	55,929百万円	61,417百万円	71,540百万円	81,664百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。なお、当社は、第86期において、従業員持株会信託型E S O Pを導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
		%	
株式会社パワーテクノ	50 百 万 円	100.0	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタテクノ株式会社	10 百 万 円	100.0	伝動・搬送用ベルト等の販売
関西化工株式会社	20 百 万 円	100.0	伝動・搬送用ベルト等の販売
協和工業株式会社	30 百 万 円	100.0	空気清浄製品の販売
ニッタコーポレーションオブアメリカ	11 百 万 US\$	100.0	工業用ベルト等の製造・販売
ニッタムアーメキシコ	41 百 万 MXP	100.0	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
韓国ニッタムアー株式会社	450 百 万 WON	50.0	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
ニッタムアー科技(常州)有限公司	59 百万 人民币元	100.0	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売

② 企業結合の成果

当社の連結対象会社は、上記の重要な8社を含め、連結対象子会社25社、持分法適用関連会社10社で構成されております。

当期の連結売上高は、600億8千9百万円（前年度比6.4%増）になりました。

また、連結経常利益は、95億1千8百万円（前年度比23.0%増）、連結当期純利益は、74億5千8百万円（前年度比30.4%増）となりました。

③ 技術提携の状況

技術提携の主要な相手先は、ドイツのトランスノルムシステム社及び米国のテクスキャン インク社等であります。

(7) 主要な事業内容

事 業 区 分	主 要 製 品
ベルト・ゴム製品事業	ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、プーリ、通信機器、電子機器
ホース・チューブ製品事業	樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品
その他産業用製品事業	空調製品、センサ製品
不 動 産 事 業	土地及び建物の賃貸
経 営 指 導 事 業	関係会社に対する経営指導
そ の 他	自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、業務受託

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大阪府大阪市区 浪速区	東 京 支 店	東京都中央区
名古屋支店	愛知県名古屋市区 中村区	福岡営業所	福岡県福岡市区 博多区
北陸営業所	石川県金沢市	静岡営業所	静岡県静岡市区 駿河区
奈良工場	奈良県山田市	名 張 工 場	三重県名張市
高知工場	高知県香美市	北海道事業所	北海道中川郡 幕別町

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
株式会社パワーテクノ	東京都葛飾区	ニッタテクノ株式会社	広島県広島市区 中区
関西化工株式会社	兵庫県神戸市区 長田区	協和工業株式会社	東京都中央区
ニッコーポレーションオブアメリカ	米 国 ジョージア州	台湾ニッタ股份有限公司	中 華 民 国 台 北 市
韓国ニッタムアー株式会社	大 韓 民 国 慶尚北道龜尾市	ニッタムアー科技 (常州) 有 限 公 司	中華人民共和国 江 蘇 省

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,153 名	26 名 増

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前 年 度 比 増 減
1,005 名	2 名 増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は少数のため省略しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	200 百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 30,272,503株
- (3) 株主数 3,663名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
新 田 ゴ ム 工 業 株 式 会 社	2,842 千株	9.71 %
ア イ ビ ー ピ ー 株 式 会 社	2,301	7.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,110	7.21
合 同 会 社 オ ン ガ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	1,430	4.88
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT T R E A T Y A C C O U N T	1,306	4.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,197	4.09
ニ ッ タ 取 引 先 持 株 会	1,037	3.54
ニ ッ タ 株 式 会 社	1,014	—
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS	897	3.06
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 6 6	701	2.39

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（1,014,340株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）所有の当社株式240,100株を含んでおりません。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、信託口を合算した数値で表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
國 枝 信 孝	代表取締役会長（執行役員）	寛達(上海)企業管理有限公司董事長
新 田 元 庸	代表取締役社長（執行役員）	
新 田 長 彦	取締役	
西 本 章	取締役（専務執行役員、コーポレートセンター長）	寛達精密伝動(常州)有限公司董事長
浜 里 恵 一	取締役（常務執行役員、工業資材事業部事業部長）	寛達摩尔科技(常州)有限公司董事長 寛達摩尔(広州)軟管有限公司董事長 寛達摩尔伊藤金属有限公司董事長
向 俊 治	取締役（常務執行役員、ニッタ・ムア一事業部事業部長）	堺筋共同法律事務所 弁護士
西 村 修	取締役（執行役員、テクニカルセンター長）	
菅 充 行	取締役	
山 口 俊 郎	常勤監査役	
西 野 駐	常勤監査役	
金 村 毅	監査役	ニッセイ保険エージェンシー(株) 代表取締役社長
正 殿 博 章	監査役	

- (注) 1. 取締役菅 充行氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役金村 毅及び正殿博章の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 平成26年6月25日開催の第85期定時株主総会において、向 俊治、西村 修及び菅 充行の各氏が取締役に新たに選任され、また、西野 駐氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
 - (2) 取締役木下正治及び田代盛夫の両氏は、平成26年6月25日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
 - (3) 常勤監査役吉田光男氏は、平成26年6月25日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
 - (4) 代表取締役社長國枝信孝及び取締役副社長新田元庸の両氏は、平成26年6月25日開催の取締役会において、新たに代表取締役会長及び代表取締役社長に選定されました。
4. 監査役山口俊郎氏は、当社財務部門及び事業部管理部で経理・管理の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、執行役員制度を導入しており、平成27年3月31日現在の執行役員は上表6名の兼務取締役のほか、次のとおりであります。

氏 名	地位及び担当
永 矢 敏 則	執行役員（コーポレートセンター経営管理、総務CSR担当）
黒 川 泰 雄	執行役員（クリーンエンジニアリング事業部長）
井 上 一 美	執行役員（ニッタ・ムア一事業部副事業部長営業担当兼オート事業グループ長）
小 林 武 史	執行役員（コーポレートセンター人事担当）
大 塚 一 彦	執行役員（コーポレートセンター経営戦略担当）
芳 村 恵 司	執行役員（安全環境品質担当兼生産技術センター長）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	10名	227百万円（うち社外取締役1名5百万円）
監 査 役	5名	56百万円（うち社外監査役2名13百万円）

- (注) 1. 期末現在役員は、取締役8名、監査役4名ですが、支給人員及び支給額には、当期中に退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第77期定時株主総会決議において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第65期定時株主総会決議において年額80百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

社外役員の重要な会議への出席の状況ならびに発言の状況

氏 名	出席の状況 (出席回数)	主な活動状況
管 充 行	取締役会 9 回 社外役員連絡会 8 回 CSR推進・リスク管理委員会 3 回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 また、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
金 村 毅	取締役会 11 回 監査役会 12 回 社外役員連絡会 8 回 CSR推進・リスク管理委員会 3 回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
正 殿 博 章	取締役会 11 回 監査役会 12 回 社外役員連絡会 8 回 CSR推進・リスク管理委員会 3 回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は12回、社外役員連絡会の開催回数は8回、CSR推進・リスク管理委員会の開催回数は3回であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度とします。

③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 47百万円
 - ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 2百万円
 - ③ 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 49百万円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、当社の行う海外子会社幹部に対する報酬マネジメントの強化及び新報酬ポリシーの導入・運用に関しての助言業務を依頼し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 上記は事業年度末日の方針を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、会計監査人の選任及び解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定権限は監査役会が有することとなりましたので、平成27年5月7日開催の監査役会において、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を決議しております。

(6) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、台湾ニッタ股份有限公司、韓国ニッタムアー株式会社、ニッタムアーメキシコは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同法施行規則第100条に基づき、「経営理念」及び「経営指針」の実現のために、内部統制システムの構築に関する基本方針をつぎのとおり定め、これを常に見直しつつ改善を行い、当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備する。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、株主総会及び取締役会議事録を文書で記録し、10年間保存する。

また、その他重要文書は、社内規程に則り管理する。なお、監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することができるものとする。

②取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理を担当する機関として、社外取締役並びに社外監査役が出席するCSR推進・リスク管理委員会を定期的に開催し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応を審議する。

○CSR推進・リスク管理委員会内には、次の委員会を設け、CSRの推進並びにリスクの把握及び回避・防止に取り組む。

- ・コンプライアンス、品質、環境、労働安全衛生、情報管理、輸出管理等に関するワーキンググループ
- ・地震、火災等に関する災害対策委員会
- ・上記以外の非常事態発生時にグループ全体で対応するための緊急対策委員会

○当社グループの役員及び使用人が法令及び社会通念等を遵守した行動をとり、CSR活動を推進するため、ニッタグループ行動憲章を定め、役員及び使用人への教育・研修を推進する。

また、社内の不正行為等の未然防止や早期発見を目的とした内部通報制度（グループホットライン）を設ける。

○財務報告の適正性を確保するための体制を構築し、運用する。

○当社グループのリスクに関する内部監査を実施する体制を整備し、運用する。

- ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社グループにおける各職位の権限及び責任の範囲については、「職務権限規程」、「稟議決裁規程」並びに「関係会社管理規程」により適切に定め、効率的に職務執行する体制を確保する。
 - 取締役会の意思決定の迅速化とリスク管理のため、重要事項は、常勤役員で構成される経営会議で事前に協議・検討した後、取締役会で審議を行う。
 - 執行役員制度の下、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離させるとともに業務執行権限の委譲を行い、効率的な業務執行を図る。
- ④当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社グループ会社を含めた役員及び使用人が守るべき行動規範を定めたニッタグループ行動憲章に基づき、グループ全体として、法令及び社会通念等の遵守とCSR活動を推進する。
 - 当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、主管部門を定め、管理・助言・指導を行うとともに、経営上必要な事項に関しては、主管部門を通じて当社への定期的な報告を義務づける。
 - 次のような事項に関しては、担当部署を定め、当社とグループ会社で協力、支援を行う。
 - ・CSR、ISO、労働安全衛生の推進
 - ・非常事態発生時の当社への報告体制等を定めた「危機管理マニュアル」作成
 - ・当社内部監査部門による監査
- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助する組織を設け、監査役会の主導で職務を遂行する専属の使用人を置く。また、内部監査担当者をはじめ、社内関係者により協力を行う。
- ⑥前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動に関しては、事前に監査役会と協議する。

- ⑦当社並びに当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告すべき事項は、下記を含む法令、定款その他の社内規程に定められた事項とする。

- ・会社に著しい損害及び影響を及ぼすおそれのある事実
- ・取締役、執行役員及び使用人の職務遂行に関して、当社の目的の範囲外の行為、法令・定款に違反する行為をしていると認められる場合またはそのおそれがある場合には、その事実
- ・内部通報制度（グループホットライン）を利用して通報された情報のうち重要な事項
- ・上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

- ⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議、業況報告会等の重要会議に出席し、意見を述べることができ、これら監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求については、その内容に係らず遅滞なく全額を支払うものとする。

また、内部監査部門並びに子会社の監査役は、実施した監査結果に関して、監査役と定期的な報告会を行い、情報の共有化を図る。

- ⑨反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき毅然として対処することとする。その旨を「ニッタグループ行動憲章」に定め、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないこととする。

反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務CSRグループとし、事案発生時の報告及び対応に係るマニュアル等の整備を行い、反社会的勢力には警察・暴力追放センター等関連機関と連携を図り、組織的に対処する。

- (注) 上記は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年3月6日開催の取締役会において決議し、平成27年4月1日に改訂した基本方針であります。

なお、監査報告において相当性を表明する内部統制システムの基本方針は、当該事業年度中に存在した改訂前の基本方針であります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容及びその取組み（概要）

当社取締役会は、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、経営指針、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社は、当社株式の大規模な買付行為がなされた場合において、これを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであるという考えから、平成19年6月26日開催の株主総会において、買収防衛策の導入は株主総会の決議で定めることができるとする定款変更を行いました。また、同時に買収防衛策の内容についても株主の皆様にお諮りし、ご承認いただいております。また、本買収防衛策の有効期間は2年間としておりましたので、平成21年6月25日開催の第80期定時株主総会において、同内容の買収防衛策の有効期間を3年に変更し、平成24年6月26日開催の第83期定時株主総会においても承認を得て継続しております。

なお、その概要は次のとおりであります。

議決権割合が20%以上となるような当社株式の大規模買付行為を行おうとする者（当社取締役会が同意したものを除く）に対し、(1)事前に大規模買付者の概要、買付目的、買付価格の根拠及び経営方針などに関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提出すること、(2)当社取締役会による当該大規模買付行為に対する評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきであること、とするルールを設定し、このルールが遵守されない場合には、株主利益の保護のため、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う可能性があることいたしました。

また、大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、前記の対抗措置をとることもあるとしております。

なお、公正を期するため、大規模買付行為に対して、取締役会が講じる措置の是非を検討し、取締役会に勧告する機関として、当社の社外取締役、社外監査役及び経営諮問委員会の社外メンバーによる独立委員会を設置しております。

②具体的な取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

①に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

単位：百万円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	51,614	流 動 負 債	14,787
現金及び預金	17,135	支払手形及び買掛金	11,167
受取手形及び売掛金	19,756	未 払 法 人 税 等	617
有 価 証 券	6,000	賞 与 引 当 金	911
た な 卸 資 産	5,833	そ の 他	2,090
繰 延 税 金 資 産	663	固 定 負 債	6,326
そ の 他	2,272	長 期 借 入 金	829
貸 倒 引 当 金	△46	繰 延 税 金 負 債	770
固 定 資 産	51,163	役員退職慰労引当金	153
有形固定資産	18,399	退職給付に係る負債	3,484
建物及び構築物	11,052	そ の 他	1,088
機械装置及び運搬具	3,073		
工具器具及び備品	682	負 債 合 計	21,113
土 地	2,484	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	6	株 主 資 本	
建 設 仮 勘 定	946	資 本 金	8,060
そ の 他	151	資 本 剰 余 金	7,873
無形固定資産	458	利 益 剰 余 金	60,257
ソフトウェア	358	自 己 株 式	△2,119
そ の 他	99	株 主 資 本 合 計	74,072
投資その他の資産	32,306	その他の包括利益累計額	
投資有価証券	31,154	その他有価証券 評価差額金	2,360
長期貸付金	17	為替換算調整勘定	4,068
退職給付に係る資産	194	退職給付に係る調整累計額	△182
繰 延 税 金 資 産	111	その他の包括利益累計額合計	6,246
そ の 他	883	少 数 株 主 持 分	1,345
貸 倒 引 当 金	△54	純 資 産 合 計	81,664
資 産 合 計	102,778	負債及び純資産合計	102,778

連 結 損 益 計 算 書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

単位：百万円

科 目	金	額
売上高		60,089
売上原価		43,449
売上総利益		16,639
販売費及び一般管理費		12,760
営業利益		3,879
営業外収益		6,037
受取利息	48	
受取配当金	107	
業務代行収入	321	
持分法による投資利益	5,198	
為替差益	252	
その他	108	
営業外費用		398
支払利息	12	
業務代行費用	334	
その他	52	
経常利益		9,518
特別利益		73
固定資産売却益	13	
造林補助金	31	
受取保険金	23	
その他	5	
特別損失		436
固定資産売却・除却損	16	
造林圧縮損	50	
減損損失	351	
その他	18	
税金等調整前当期純利益		9,155
法人税、住民税及び事業税		1,296
法人税等調整額		187
少数株主損益調整前当期純利益		7,670
少数株主利益		212
当期純利益		7,458

連結株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

単位：百万円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,060	7,608	53,901	△1,868	67,702
当期変動額					
剰余金の配当			△1,102		△1,102
当期純利益			7,458		7,458
自己株式の取得				△631	△631
自己株式の処分		264		379	644
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	264	6,356	△251	6,369
当期末残高	8,060	7,873	60,257	△2,119	74,072

	その他の包括利益累計額				少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,616	997	67	2,681	1,155	71,540
当期変動額						
剰余金の配当						△1,102
当期純利益						7,458
自己株式の取得						△631
自己株式の処分						644
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	743	3,071	△249	3,564	189	3,754
当期変動額合計	743	3,071	△249	3,564	189	10,124
当期末残高	2,360	4,068	△182	6,246	1,345	81,664

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 25社
主要会社名：(株)パワーテクノ、ニッタテクノ(株)、
関西化工(株)、協和工業(株)、
ニッタコーポレーションオブアメリカ、
台湾ニッタ股份有限公司、韓国ニッタムアー(株)、
ニッタムアー科技（常州）有限公司
従来、連結子会社であったニッタアソシオ(株)（大阪市浪速区）を当社が吸収合併しております。また、ニッタコーポレーションタイLtd. を設立により連結の範囲に含めております。

- ・非連結子会社 1社
名 称 賛友貿易（深圳）有限公司
理 由 小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結子会社 なし
- ② 持分法適用の関連会社 10社
主要会社名：ドイツ・ユニッタ・アジア(株)、ニッタ・ハース(株)
- ③ 持分法非適用の非連結子会社 1社
名 称 賛友貿易（深圳）有限公司
理 由 連結純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうちニッタコーポレーションインディアPvtLtdを除く24社の決算日は12月末日であります。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度において、ニッタコーポレーションインディアPvt Ltdは、決算日を3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。また、当連結会計年度における会計期間は15か月となっております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ、有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時俚法

ハ. たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 減価償却資産の減価償却の方法

イ、有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

口、無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ、リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

売上債権等の将来の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

口. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

八、役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、当社については過年度の打切り支給決定額に基づく将来支給見込み額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理することとし、過去勤務費用についてはその発生時に費用処理することとしております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方式を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

この退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

3. 追加情報

（従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

（1）取引の概要

当社は平成26年12月5日の取締役会において、当社グループ従業員を対象とする従業員持株会信託型インセンティブ・プランとして、従業員持株E S O P信託（以下、「E S O P信託」という。）の導入を決議いたしました。

従業員持株会信託型インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行にE S O P信託を設定します。E S O P信託は今後約5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社普通株式を、借入金を原資として当社から第三者割当によって予め取得します。その後、E S O P信託は持株会に対して一定の計画に従って継続的にその時々の時価で当社普通株式を売却します。信託終了時点でE S O P信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が信託収益として受益者要件を充足する者（持株会加入者）に分配されます。なお、当社は、E S O P信託が当社普通株式を取得するための借入に対し保証をしているため、E S O P信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE S O P信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合は、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末 614 百万円、240 千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 629 百万円

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

商品及び製品	3,461百万円
原材料及び貯蔵品	2,097百万円
仕掛品	274百万円

(2) 減価償却累計額 35,178百万円

(3) 圧縮記帳額

① 国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

建物及び構築物	12百万円
その他の有形固定資産（立木）	1,181百万円

② 当連結会計年度において、国庫補助金及び保険金の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物及び構築物	5百万円
その他の有形固定資産（立木）	50百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 研究開発費の総額

1,657百万円

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失額
空調製品製造設備	機械装置及び運搬具、 工具器具及び備品、ソ フトウェア	奈良工場（奈良県 大和郡山市）	91
感温式テープ製品 製造設備	機械装置及び運搬具、 工具器具及び備品、ソ フトウェア	奈良工場（奈良県 大和郡山市）	159
乳牛育成設備	機械装置及び運搬具、 その他（有形固定資 産）	(株)新田牧場 新和 牧場（北海道中川 郡幕別町）	25
事務所	建物及び構築物	(株)パワーテクノ 本社 （東京都葛飾区）	19
空調製品製造設備	建物及び構築物、機械 装置及び運搬具、工具 器具及び備品	台湾ニッタ股份有 限公司 平鎮工場 （中華民国桃園 県）	54

当社グループは、主として管理会計上の区分に基づく主要製品群別にグルーピングを行っております。なお、賃貸用不動産、遊休資産等については個別物件単位にてグルーピングを行っております。

市況の悪化により営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みである資産グループの空調製品製造設備、感温式テープ製品製造設備、乳牛育成設備について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、建て替えを意思決定した(株)パワーテクノの本社事務所は、帳簿価額を1円まで減額しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物25百万円、機械装置及び運搬具220百万円、工具器具及び備品73百万円、その他（有形固定資産）25百万円、ソフトウェア6百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、他への転用や売却が困難であるものについては備忘価額1円としております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式 普通株式	株 30,272,503	株 —	株 —	株 30,272,503
自己株式 普通株式	1,259,509	246,874	251,943	1,254,440

(注) 1. 自己株式（普通株式）の増加246,874株は、ニッタ従業員持株E S O P信託による株式の取得246,000株及び単元未満株式の買い取り874株によるものであります。

2. 自己株式（普通株式）の減少251,943株は、ニッタ従業員持株E S O P信託への株式の売却246,000株、ニッタ従業員持株E S O P信託から従業員持株会への株式の売却5,900株及び単元未満株式の売り渡し43株によるものであります。

(2) 配当金に関する事項

① 配当金の支払

決 議	株式の 種 類	配当金の総額	1株当たり 配 当 金 額	基準日	効 力 発生日
平成26年6月25日開催 第85期定時株主総会	普通株式	580百万円	20円	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日
平成26年11月7日開催 取締役会	普通株式	522百万円	18円	平成26年 9月30日	平成26年 12月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年6月24日開催の第86期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決 議 予 定	株式の 種 類	配当金の 総 額	配当の 原 資	1株当たり 配 当 金 額	基準日	効 力 発生日
平成27年6月24日開催 第86期定時株主総会	普通株式	731百万円	利益剰 余金	25円	平成27年 3月31日	平成27年 6月25日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心に安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。有価証券及び投資有価証券のうち有価証券は譲渡性預金であります。また、投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。デリバティブ取引に関しては社内規程を設け、取引の実行及び管理は資金担当部門が行っております。なお、デリバティブ取引の状況は、その都度社内関連部門及び担当役員に報告され、取引状況の把握ならびに必要な対応策について協議がなされております。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対 照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,135	17,135	—
(2) 受取手形及び売掛金	19,756	19,756	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	13,567	13,567	—
(4) 流動資産その他 金銭の信託	999	999	—
資産計	51,458	51,458	—
(1) 支払手形及び買掛金	11,167	11,167	—
負債計	11,167	11,167	—
デリバティブ取引(*) ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

これらはその大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなして、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなして、当該帳簿価額によっています。また、株式は市場価額によっています。

(4) 流動資産その他（金銭の信託）

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額23,587百万円)は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用不動産を所有しております。賃貸用不動産は、賃貸収益を得ることを目的とした賃貸オフィスビル(土地を含む。)、賃貸商業施設(土地を含む。)であります。なお、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設の一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			当連結会計 年度末の時価
	当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
賃貸等不動産	1,254	△70	1,183	1,314
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	4,550	△151	4,399	8,971

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額の「賃貸等不動産」、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」は主として、減価償却による減少であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成27年3月期における損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額
賃貸等不動産	243	113	130
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	748	529	218

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,767円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 257円8銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

単位：百万円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	37,906	流 動 負 債	11,798
現 金 及 び 預 金	11,513	支 払 手 形	517
受 取 手 形	5,967	買 掛 金	8,668
売 掛 金	9,653	短 期 借 入 金	600
有 価 証 券	6,000	未 払 金	628
金 銭 の 信 託	999	未 払 費 用	184
商 品 及 び 製 品	1,473	未 払 法 人 税 等	146
仕 掛 品	68	預 り 金	123
原材料及び貯蔵品	603	賞 与 引 当 金	854
前 払 費 用	69	設備関係支払手形	71
繰 延 税 金 資 産	380	そ の 他	2
そ の 他	1,209	固 定 負 債	5,073
貸 倒 引 当 金	△ 33	長 期 借 入 金	829
固 定 資 産	34,982	退 職 給 付 引 当 金	3,051
有 形 固 定 資 産	13,692	役員退職慰労引当金	153
建 物	8,813	そ の 他	1,038
構 築 物	290	負 債 合 計	16,871
機 械 装 置	1,321	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	7	株 主 資 本	
工 具 器 具 備 品	432	資 本 金	8,060
土 地	1,714	資 本 剰 余 金	
建 設 仮 勘 定	891	資 本 準 備 金	7,608
そ の 他	221	その他資本剰余金	
無 形 固 定 資 産	346	自己株式処分差益	264
ソ フ ト ウ ェ ア	308	資 本 剰 余 金 合 計	7,873
そ の 他	37	利 益 剰 余 金	
投資その他の資産	20,943	利 益 準 備 金	503
投 資 有 価 証 券	7,540	その他利益剰余金	
関 係 会 社 株 式	7,590	圧 縮 積 立 金	260
関 係 会 社 出 資 金	4,778	別 途 積 立 金	12,900
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	675	繰 越 利 益 剰 余 金	26,262
長 期 前 払 費 用	105	利 益 剰 余 金 合 計	39,926
前 払 年 金 費 用	150	自 己 株 式	△ 2,119
繰 延 税 金 資 産	3	株 主 資 本 合 計	53,741
そ の 他	152	評価・換算差額等	
貸 倒 引 当 金	△ 54	その他有価証券評価差額金	2,275
		評価・換算差額等合計	2,275
資 産 合 計	72,888	純 資 産 合 計	56,017
		負債及び純資産合計	72,888

損 益 計 算 書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

単位：百万円

科 目	金	額
売 上 高		40,902
売 上 原 価		31,119
売 上 総 利 益		9,782
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,258
営 業 利 益		1,523
営 業 外 収 益		4,492
受 取 利 息	27	
受 取 配 当 金	4,102	
業 務 代 行 収 入	321	
雑 収 入	40	
営 業 外 費 用		364
支 払 利 息	13	
業 務 代 行 費 用	334	
雑 損 失	17	
経 常 利 益		5,651
特 別 利 益		125
受 取 保 険 金	23	
造 林 補 助 金	31	
関係会社株式有償減資払戻差益	57	
そ の 他	13	
特 別 損 失		314
固 定 資 産 除 却 損	7	
造 林 圧 縮 損	50	
減 損 損 失	251	
そ の 他	5	
税 引 前 当 期 純 利 益		5,462
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		465
法 人 税 等 調 整 額		266
当 期 純 利 益		4,730

株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

単位：百万円

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,060	7,608	0	7,608	503	252	12,900	22,642	36,298
当期変動額									
剰余金の配当								△1,102	△1,102
税率変更に伴う 圧縮積立金の増加						12		△12	－
圧縮積立金の取崩						△5		5	－
当期純利益								4,730	4,730
自己株式の取得									
自己株式の処分			264	264					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	264	264	－	7	－	3,620	3,627
当期末残高	8,060	7,608	264	7,873	503	260	12,900	26,262	39,926

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,868	50,100	1,554	1,554	51,654
当期変動額					
剰余金の配当		△1,102			△1,102
税率変更に伴う 圧縮積立金の増加		—			—
圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		4,730			4,730
自己株式の取得	△631	△631			△631
自己株式の処分	379	644			644
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			721	721	721
当期変動額合計	△251	3,641	721	721	4,362
当期末残高	△2,119	53,741	2,275	2,275	56,017

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の将来の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとし、過去勤務費用についてはその発生時に費用処理することとしております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、過年度の打切り支給決定額に基づく将来支給見込み額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方式を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

この退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

3. 追加情報

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は平成26年12月5日の取締役会において、当社グループ従業員を対象とする従業員持株会信託型インセンティブ・プランとして、従業員持株E S O P信託(以下、「E S O P信託」という。)の導入を決議いたしました。

従業員持株会信託型インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行にE S O P信託を設定します。E S O P信託は今後約5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社普通株式を、借入金を原資として当社から第三者割当によって予め取得します。その後、E S O P信託は持株会に対して一定の計画に従って継続的にその時々で当社普通株式を売却します。信託終了時点でE S O P信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が信託収益として受益者要件を充足する者(持株会加入者)に分配されます。なお、当社は、E S O P信託が当社普通株式を取得するための借入に対し保証をしているため、E S O P信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE S O P信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合は、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末 614 百万円、240 千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度末 629 百万円

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 29,330百万円

(2) 偶 発 債 務

保 証 債 務

25百万円

他社の為替予約等に対する保証を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短 期 金 銭 債 権

5,338百万円

長 期 金 銭 債 権

675百万円

短 期 金 銭 債 務

1,212百万円

長 期 金 銭 債 務

28百万円

(4) 圧縮記帳額

① 国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

構築物

12百万円

その他の有形固定資産（立木）

1,181百万円

② 当事業年度において、国庫補助金及び保険金の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

構築物

5百万円

その他の有形固定資産（立木）

50百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	13,185百万円
仕 入 高	6,206百万円
販売費及び一般管理費	176百万円
営業取引以外の取引高	4,369百万円

(2) 研究開発費

1,646百万円

(3) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失額
空調製品製造設備	機械装置、 工具器具備品、 ソフトウェア	奈良工場（奈良県 大和郡山市）	91
感温式テープ製品 製造設備	機械装置、 車両運搬具 工具器具備品、 ソフトウェア	奈良工場（奈良県 大和郡山市）	159

当社は、主として管理会計上の区分に基づく主要製品群別にグルーピングを行っております。なお、賃貸用不動産、遊休資産等については個別物件単位にてグルーピングを行っております。

市況の悪化により営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みである資産グループの空調製品製造設備、感温式テープ製品製造設備について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

減損損失の内訳は、機械装置175百万円、車両運搬具0百万円、工具器具備品68百万円、ソフトウェア6百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、他への転用や売却が困難であるものについては備忘価額1円としております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,259,509	246,874	251,943	1,254,440
合計	1,259,509	246,874	251,943	1,254,440

(注) 1. 自己株式（普通株式）の増加246,874株は、ニッタ従業員持株E S O P信託による株式の取得246,000株及び単元未満株式の買い取り874株によるものであります。

2. 自己株式（普通株式）の減少251,943株は、ニッタ従業員持株E S O P信託への株式の売却246,000株、ニッタ従業員持株E S O P信託から従業員持株会への株式の売却5,900株及び単元未満株式の売り渡し43株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	977百万円
関係会社株式・関係会社出資金評価損	520
減損損失	326
賞与引当金	280
その他	232
繰延税金資産小計	2,337
評価性引当額	△730
繰延税金資産合計	1,606

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,057
固定資産圧縮積立金	△123
その他	△43
繰延税金負債合計	△1,223
繰延税金資産の純額	383

(2) 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.38%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.83%、平成28年4月1日以降のものについては32.06%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が28百万円減少し、法人税等調整額が137百万円、その他有価証券評価差額金が109百万円それぞれ増加しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	事業の内容	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員等の 兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱パワーテクノ	東京都葛飾区	50	所有100.0	ベルト・ゴム製品事業	－	当社製品の販売及び経営指導	売上	1,935	売掛金	848
関連会社	ゲイツ・ユニッタ・アジア㈱	大阪市浪速区	380	所有 49.0	タイミングベルト、プーリーの製造販売	兼任1人	当社取扱商品の製造、不動産の賃貸、間接業務の受託	仕入	4,397	買掛金	415

(注) 取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,930円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 163円5銭 |

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

ニ ッ タ 株 式 会 社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 入 山 友 作 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッタ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

ニ ッ タ 株 式 会 社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 入 山 友 作 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッタ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

ニッタ株式会社 監査役会

常勤監査役	山	口	俊	郎	Ⓔ
常勤監査役	西	野	駐		Ⓔ
社外監査役	金	村	毅		Ⓔ
社外監査役	正	殿	博	章	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。具体的には、通期業績と先行きの業績見通しをベースとして、連結配当性向等を勘案し、更には一定の水準維持をも念頭に、株主還元に取り組んでまいります。内部留保金につきましては、長期的な視点に立って、研究開発投資、新規事業への投融資、製造設備の増強・合理化投資など企業価値の増大の諸施策に活用してまいります。また、当社は、平成27年3月18日に創業130周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、普通配当に加えて記念配当を実施することとし、第86期期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円（普通配当22円、記念配当3円）

配当総額731,454,075円

（注）中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、普通株式1株につき金43円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月25日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
1	く に え だ の ぶ た か 國 枝 信 孝 (昭和21年3月31日生)	昭和43年4月 (株)三井銀行(現 (株)三井住友銀行) 入行 平成8年6月 同行取締役 平成10年6月 (株)富士工取締役副社長 平成14年4月 当社顧問 平成14年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役兼執行役員 平成17年6月 当社代表取締役副社長兼執行役員 平成21年6月 当社代表取締役社長兼執行役員 平成26年6月 当社代表取締役会長兼執行役員(現任)	千株 31
2	に つ た も と の ぶ 新 田 元 庸 (昭和33年4月13日生)	昭和58年4月 当社入社 平成9年10月 当社ベルト事業部CS推進課長 平成15年1月 ゲイツ・ユニッタ・アジア(株)取締役 平成17年1月 同社代表取締役副社長 平成21年6月 当社取締役 平成25年6月 当社取締役副社長 平成26年6月 当社代表取締役社長兼執行役員(現任)	1

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
3	にしむら おさむ 西 村 修 (昭和29年 1 月23日生)	昭和53年 3 月 当社入社 平成 8 年 9 月 当社クリーンシステ ム事業部製造部長 平成17年 4 月 当社クリーンエンジ ニアリング事業部副 事業部長 平成23年 4 月 当社工業資材事業部 副事業部長 平成24年 6 月 当 社 執 行 役 員（現 任） 工業資材事業 部長 平成26年 6 月 当社取締役テクニカ ルセンター長（現 任）	千株 3
4	※ おおつか かずひこ 大 塚 一 彦 (昭和27年 9 月28日生)	昭和52年 4 月 当社入社 平成 8 年 9 月 当社クリーンシステ ム事業部技術部長 平成23年 4 月 当社経営戦略室シニ アコーポレートマネ ジャー 平成24年 6 月 当社技監 平成26年 6 月 当 社 執 行 役 員 コー ポレートセンター経 営戦略担当（現任）	 1
5	※ いのうえ か ず み 井 上 一 美 (昭和29年 6 月23日生)	昭和53年 3 月 当社入社 平成17年 4 月 ニッタ・ムアー(株)一 般産業用品事業部営 業グループ部長 平成25年 6 月 当社執行役員 営業 本部副本部長 平成26年 6 月 当 社 執 行 役 員 ニッ タ・ムアー事業部 副事業部長営業担当 兼オート事業グルー プ長（現任）	 2

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
6	※ よしむら けいじ 芳 村 恵 司 (昭和31年10月1日生)	昭和57年4月 当社入社 平成18年6月 ガイツ・ユニット・ アジア㈱製造部長 平成25年6月 当社生産技術センタ ー長 平成26年6月 当社執行役員 安全 環境品質担当兼生産 技術センター長（現 任）	千株 1
7	※ いしきりやま やすのり 石切山 靖 順 (昭和31年6月8日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年1月 当社工業資材事業部 品質保証部長 平成25年4月 当社工業資材事業部 副事業部長（現任）	—
8	すが みつゆき 菅 充 行 (昭和19年12月21日生)	昭和45年4月 東京弁護士会登録 昭和46年9月 大阪弁護士会登録替 昭和49年4月 堺筋共同法律事務所 弁護士（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印の候補者は、新任取締役候補者であります。
3. 菅 充行氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 菅 充行氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的知見に基づき、業務執行から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただけるとともに、業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、菅 充行氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役山口俊郎、正殿博章の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ なが や としのり 永 矢 敏 則 (昭和27年9月29日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 当社経営企画グループシニアコーポレートマネジャー 平成23年4月 当社ニッタ・ムアーカンパニー 副事業部長 平成24年6月 当社執行役員 コーポレートセンター総務CSR、経営管理担当(現任)	千株 2
2	しょうどの ひろあき 正 殿 博 章 (昭和26年8月9日生)	昭和50年4月 日本生命保険相互会社入社 平成18年7月 同社取締役 平成22年3月 同社専務執行役員 平成24年4月 ㈱日本生命東京保険代理社(現 ニッセイ保険エージェンシー㈱)代表取締役社長(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印の候補者は、新任の監査役候補者であります。
3. 正殿博章氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 正殿博章氏は、企業経営等の豊富な実績、幅広い知識と見識を有しておられ、当社の監査業務に生かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、正殿博章氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
た か た なだむ 高 田 宥 (昭和19年5月26日生)	昭和42年4月 ㈱三井銀行（現 ㈱三井住友銀行）入行 平成10年4月 ㈱さくら銀行（現 ㈱三井住友銀行）常務取締役 平成11年6月 室町殖産㈱代表取締役社長 平成15年6月 ㈱ダスキン取締役 平成19年6月 ㈱東京精密監査役（非常勤） 平成20年8月 地方公共団体金融機構監事（非常勤） 平成26年6月 当社経営諮問委員会社外アドバイザー（現任）	千株 —

- （注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高田 宥氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく、独立役員要件を満たしております。
3. 高田 宥氏は、企業経営等の豊富な実績、幅広い知識と見識を有しておられ、当社の監査業務に生かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 高田 宥氏が、社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続についての承認の件

当社は、平成19年6月26日開催の第78期定時株主総会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（買収防衛策）を導入し、その後、平成21年6月25日開催の第80期定時株主総会及び平成24年6月26日開催の第83期定時株主総会で、その内容を一部改定の上継続いたしました（以下「現対応方針」といいます。）。現対応方針の有効期間は、平成27年6月24日開催予定の第86期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までであり、当社といたしましては、その後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論等を勘案しつつ、現対応方針の在り方を検討してまいりました。

その結果、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、実質的に同内容の買収防衛策（以下「本対応方針」といいます。）を継続導入することを決定しましたのでお知らせいたします。本対応方針におきましては、当社取締役会が株主総会を招集し、大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができること、及び、当社取締役会が法令の改正等に伴い、独立委員会の承認を得たうえで、本対応方針を修正または変更する場合があることをそれぞれ明記しておりますが、その実質的内容は現対応方針と変更ありません。

なお、本日現在、特定の第三者から当社への大規模買付行為を行う旨の通知や提案は受けておりません。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等所有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、経営指針、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、「われわれは 互いに共感しあえる社風を育み 人々の生活文化の向上に寄与するため 常に市場の要請を先取りし 優れた技術と質の高いサービスのたゆまぬ創造を通じて 広く世界に貢献します。」という経営理念に基づき、「グループ内のすべての資源を結集し、経営基盤の強化と長期安定的な発展によって質的に洗練された超一流企業」を目指しております。

当社は、1885年（明治18年）の創業以来、伝動ベルトからスタートし、搬送用ベルト、コンベヤシステム、ゴム成型品、ホース・チューブ、空調用フィルタ、メカトロ機器やセンサ製品などの分野に事業領域を拡大してまいりました。また、歯付ベルト、精密研磨資材などの事業を手がけるグループ企業を擁し、それぞれの分野で確固たる地位を築いております。グループが有する技術は基本技術から最先端技術まで多岐にわたるジャンルに貢献しており、これらの技術やノウハウをグループ全体が共有することで、当社の分野にこだわらないフレキシブルなパワーが生み出されております。また、それぞれのジャンルでトップレベルの技術を持つ当社グループは、各セクションが有機的にリンクされ、即座に融合、バックアップできるシステムがあるからこそ、お客様のニーズにそった高品質な製品を提供できると考えております。

当社では、このような考え方の基に、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図っております。

また、上記の方針のもと、中長期経営計画「V2020」（2012年度～2020年度）を策定し、全社一丸となってその達成に取り組んでおります。「V2020」の概要は次のとおりです。

1. 10年後のあるべき姿
ソフトマテリアル“複合化技術”のグローバルNo.1 パートナー
2. 中長計「V2020」第二フェーズの三大チャレンジ
 - ・新製品・新事業の創出
 - ・グローバル化の推進
 - ・トータルコスト競争力の向上
3. 業績目標（連結）

	2017年度	2020年度
売上高	700億円	800億円＋α
営業利益率	7%	8%
海外売上高比率	35%	40%

（注）＋αは新規事業分であります。

4. 基本戦略
当社グループは、上記三大チャレンジをもとに、以下のグループ基本戦略を確実に実行し、新たな成長シナリオを展開しうる体質・体制を確立することにより、一層の企業価値向上を目指します。
 - （1）新製品・新事業の連続的創出
 - （2）TPF（テクノロジープラットフォーム）の強化
 - （3）メーカー営業の原点に立ち返り開発営業機能を強化
 - （4）既存事業のグローバル化を中心とした再成長
 - （5）コーポレートガバナンス、CSR、内部統制、BCPの強化
 - （6）コーポレート機能、マネジメント機能の強化
 - （7）事業連結ベースでの経営強化

このような取り組みは、今般決定しました上記Ⅰの基本方針の実現に資するものと考えております。

Ⅲ 本対応方針の内容（会社支配の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 大規模買付ルールの設定及び本対応方針導入の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

当社取締役会では、これらを考慮し、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を、必要に応じて外部の専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言等を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。

さらに、必要と認めれば、大規模買付者が提案する条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上または確保に合致すると考え、大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述Ⅰの基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置を含めた本対応方針（別紙1のフローチャートをご参照ください。）を導入することといたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

（1）意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に対して交付いたします。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大規模買付の目的、方法及び内容(買付の対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の可能性等を含みます。)
- ③ 買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。)
- ④ 買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 大規模買付後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び提供された本必要情報は、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

(3) 取締役会の意見の開示等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、また、大規模買付者が本必要情報の提供を完了したと判断されるか否かについては、当社取締役会は後記の独立委員会に諮問し、原則としてその判断に従います。後記のとおり、当社取締役会が独立委員会の勧告に対してその再考を促したときは、上記の取締役会評価期間はそれぞれ最大14日間延長されるものとし、また、当社取締役会が株主の皆様の意思を確認するために株主総会を招集する場合は、当該株主総会開催に要する合理的期間を延長できるものとなりますが、これらの場合、株主の皆様に対し、延長した理由及び延長する日数を開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じ外部の専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言等を参考にしながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、後記の対抗措置をとることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤上記①ないし④の場合の他、当該大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すのではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑥当該大規模買付者の買付方法が強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合

なお、当社取締役会は、株主の皆様意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、後記の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の内容は後記のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

4. 対抗措置の内容

本対応方針においては、上記3. (1)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、上記3. (1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記3. (2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、新株予約権の無償割当て（以下「無償割当」といいます。）を行います。

当社取締役会が対抗措置として行う無償割当の概要は、以下のとおりとします。

①無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

②新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とする。

④新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とする。

⑤新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権の行使期間

新株予約権の効力発生日（ただし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途にこれに代わる日を定めた場合は当該日）を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

⑦新株予約権の行使条件

(i)大規模買付者、(ii)その共同保有者（金融商品取引法第27条の23の第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）、(iii)その特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）、もしくは(iv)、(i)～(iii)に該当する者から、本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または(v)、(i)～(iv)に該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。）は、原則として本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を行使することができない。

⑧その他

新株予約権の取得事由その他必要な事項については当社取締役会にて別途定めるものとする。

5. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております（独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照ください。）。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役及び経営諮問委員から選任します。また、必要に応じて社外有識者（注4）からの選任も視野に入れております。

平成27年6月24日以降の独立委員会の委員には、菅充行氏、金村毅氏、正殿博章氏、高田有氏及び浅野正之氏氏が就任いたします（略歴につきましては、別紙3をご参照ください。）。

注4：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

(2) 対抗措置の発動の手続

本対応方針においては、上記3. (1)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記3. (1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記3. (2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の可否について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、または、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かを十分検討したうえで対抗措置の発動の可否について勧告を行うものとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に原則として従うものとしますが、独立委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、独立委員会の判断の根拠が不合理であると当社取締役会が判断した場合は、独立委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。この場合は、独立委員会は再考に必要と認められる期間（最大14日とします。）を定め、期間及びその理由を開示いたします。

また、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記3. (1)または(2)において、当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動を停止することがあります。例えば、対抗措置としての新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、独立委員会の勧告を受けたうえで、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

6. 本対応方針が株主及び投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に与える影響等

本対応方針における大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記4. に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受けます。また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

7. 本対応方針の適用開始、有効期間、継続、廃止及び変更

本対応方針は、平成27年6月24日開催予定の本定時株主総会で株主の皆様にご諮りし、ご承認いただいた場合、その時点より発効いたします。有効期間は平成30年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降、本対応方針の継続（一部修正したうえでの継続を含む）については定時株主総会の承認を経ることとします。

また、本定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは当社が上場する証券取引所の上場規則等の改正またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本対応方針を修正し、または変更する場合があります。本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、開示いたします（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除きます。）。

IV 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

1. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にはのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

Iで述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、対抗措置として新株予約権の無償割当を行うのは、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合など、嚴重な客観的要件を充足する場合に限定されておりますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えます。

さらに、本対応方針の継続は当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針を継続することはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告に原則として従うものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

V 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

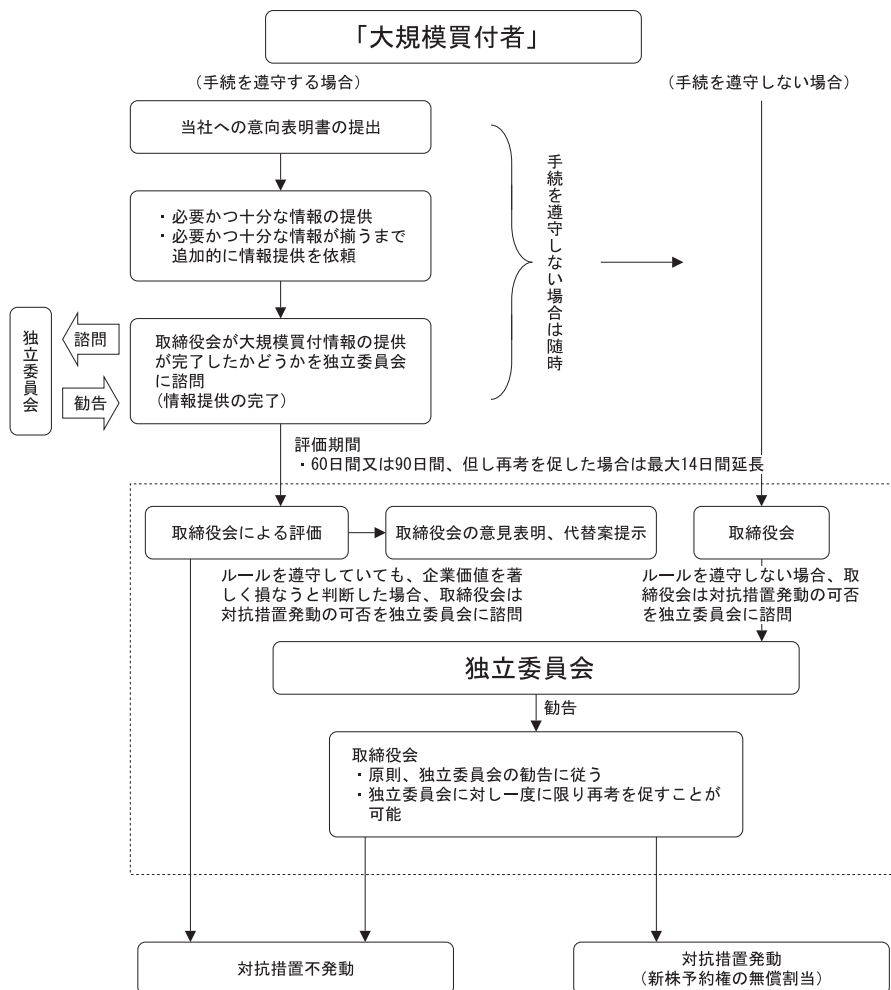
本対応方針は平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「買収防衛指針」といいます。）に定める三原則①企業価値・株主共同の利益の確保、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、買収防衛指針に完全に沿った内容となっております。

また、本対応方針は、平成20年6月30日に経済産業省が設置する企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。

加えて、本対応方針は、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

以上

「当社株式の大規模買付に関わる対応方針」に基づく大規模買付ルールフローチャート



独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外の経営諮問委員及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員の略歴

菅 充行（すが みつゆき）

昭和45年 東京弁護士会登録
 昭和46年 大阪弁護士会登録替
 昭和49年 堺筋共同法律事務所（現任）
 平成26年 当社社外取締役（現任）

金村 毅（かなむら たけし）

昭和60年 松山商科大学（現 松山大学） 人文学部教授
 平成16年 松山大学 人文学部長
 平成19年 松山大学 理事長補佐
 平成20年 松山大学名誉教授（現任）
 平成20年 当社社外監査役（現任）
 平成24年 当社独立委員会委員（現任）

正殿 博章（しょうどの ひろあき）

昭和50年 日本生命保険相互会社入社
 平成18年 同社取締役近畿法人営業部長
 平成22年 同社専務執行役員
 平成24年 ㈱日本生命東京保険代理社（現ニッセイ保険エージェンシー㈱）
 代表取締役社長（現任）
 平成24年 当社社外監査役（現任）
 平成24年 当社独立委員会委員（現任）

高田 宥（たかた なだむ）

昭和42年 ㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行
 平成10年 ㈱さくら銀行（現㈱三井住友銀行）常務取締役
 平成11年 室町殖産㈱代表取締役社長
 平成15年 ㈱ダスキン取締役
 平成19年 ㈱東京精密監査役（非常勤）
 平成20年 地方公共団体金融機構監事（非常勤）
 平成26年 当社補欠社外監査役（現任）
 平成26年 当社経営諮問委員会社外アドバイザー（現任）
 平成26年 当社独立委員会委員（現任）

浅野 正之（あさの まさゆき）

昭和40年 宇部興産㈱入社
 平成13年 同社取締役環境安全部長兼宇部統括、中央病院担当
 平成15年 同社顧問
 平成18年 山口県知的クラスター創生事業・評価委員
 平成26年 当社経営諮問委員会社外アドバイザー（現任）
 平成26年 当社独立委員会委員（現任）

以上

当社株式・株主の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数
普通株式 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 30,272,503株
- (3) 株主数
3,663名
- (4) 大株主（上位10名）

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	所有株式数割合 (%)
新田ゴム工業(株)	2,842	9.71
アイビーピー(株)	2,301	7.86
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	2,110	7.21
合同会社オンガホールディングス	1,430	4.88
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1,306	4.46
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,197	4.09
ニッタ取引先持株会	1,037	3.54
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS	897	3.06
JP MORGAN CHASE BANK 385166	701	2.39
ニッタ共栄会	613	2.09
計	14,437	49.34

※上記のほか、当社が保有しております自己株式1,014,340株があります。

※持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

※所有株数割合は、発行済株式総数から自己株式数を減じた株式数（29,258,163株）を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

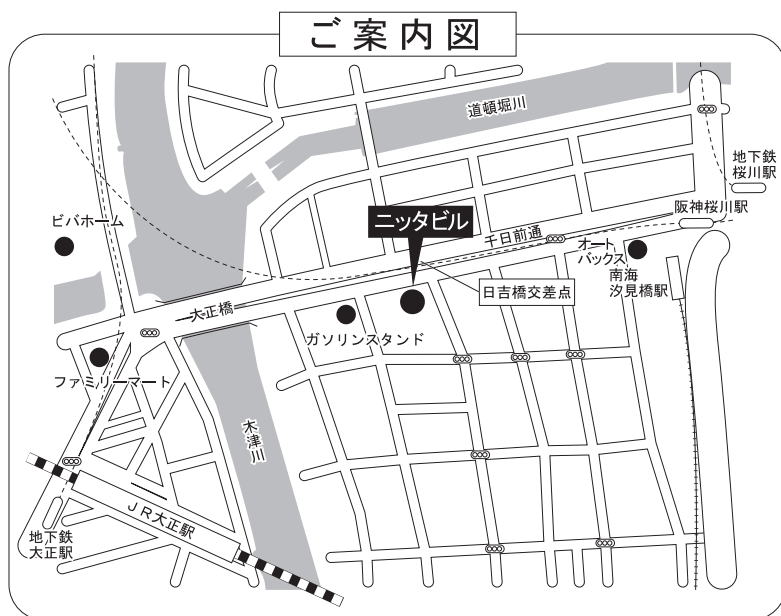
以 上

株主総会会場ご案内略図

大阪市浪速区桜川四丁目 4 番26号

当社 本社11階会議室

電話 (06) 6563-1211 (代)



(アクセス方法)

- JR・大阪環状線「大正駅」……………改札口から東へ徒歩約 6 分
- 地下鉄・長堀鶴見緑地線「大正駅」……………4 番出口から東へ徒歩約 5 分
- 地下鉄・千日前線「桜川駅」……………4 番出口から西へ徒歩約 7 分
- 南海・汐見橋線「汐見橋駅」……………改札口から西へ徒歩約 5 分
- 阪神・阪神なんば線「桜川駅」……………1 番出入り口から西へ徒歩約 5 分

- 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮いただきたくお願い申し上げます。
- 当日の受付時間は、午前 9 時からとなっております。